北秋田市立保育所民営化に係る運営法人募集要項

北秋田市立保育所の民間移管により保育所の移管を受ける法人を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称および移管の時期

北秋田市立あいかわ保育園 令和2年4月1日

2. 移管の条件

(1) 保育所用地について

保育所用地を契約により無償で貸し付けするものとする。

貸付期間は10年とし、期間満了前に北秋田市(以下、「市」とする。)と協議のうえ、期間を更新することができるものとする。

- (2) 保育所建物等について 既設保育所建物、遊具、備品等を契約により無償で譲渡するものとする。
- (3) 協定書の締結について

法人は、市と移管に関する協定書を締結するものとする。

また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

3. 応募の条件

- (1) 特別保育等の実施に関する事項
 - ① 現在の園で行っている特別保育等に加え、「子ども・子育て支援事業」(病児保育事業)の体調不良児対応型の実施、並びに地域子育て支援センターによる育児支援活動の実施について検討すること。
 - ② 障害児保育を実施すること(所要額は要綱に基づき市が補助する。)
- (2)職員体制に関する事項
 - ① 保育士の配置については、国基準及び県条例を遵守することとし、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。
 - ② 看護師または保健師を配置すること。
 - ③ 北秋田市立保育園に勤務している市の非常勤職員等が、移管後の保育所で就労を希望する場合、採用または継続雇用について配慮すること。

- ④ 苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を設置し、苦情に対して適切に対応すること。
- ⑤ 開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの現行保育時間を維持すること。
- ⑥ 休所日は日曜日、祝日及び年末年始(12月31日から1月3日まで)とすること。
- ⑦ 災害共済給付制度に加入すること(保険料は市が予算の範囲内で負担する。)

(3) 引継ぎに関する事項

- ① 保護者説明会を市と合同で速やかに開催するとともに、必要に応じて随時行うこと。
- ② 保護者代表、法人及び市の三者で構成する協議会を設置し、必要に応じて協議を行うこと。
- ③ 移管決定後、施設長予定者等は、随時、保育所を訪問し、保育内容等の確認を行うとともに、保育所の保育士と引き継ぎのための保育(以下、「共同保育」という。)の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④ 概ね4か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置すること。看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。(「共同保育」に係る費用については、市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとする。)

(4) 応募法人の経営等及び応募の動機・目的に関する事項

① 平成31年4月1日現在、児童福祉法第39条に規定する保育所を北秋田市内において運営している社会福祉法人であること。

または、平成31年4月1日現在、市内において社会福祉施設を運営し、保育所を運営する能力を有すると認められる市内の社会福祉法人であること。

- ② 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ③ 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。
- ④ 移管前の保育内容(行事を含む。)を引き継ぐこと。 (保育制度の改正や社会状況等の変化により、本要項の内容に変更が生じる時は、北 秋田市と法人で協議のうえ、変更するものとする。)
- ⑤ 施設長は児童福祉事業に熱意があり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(5) 保育所運営に関する事項

- ① 施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。
- ② 保育所運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)のほか関係法令、通知等を遵守すること。
- ③ 保育内容については、保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
- ④ 計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
- ⑤ 危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な処置を講じること。
- ⑥ 移管後のあいかわ保育園の定員は、現状等を勘案し、協議のうえ決定すること。
- ⑦ 保育所の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意をもって対応し、連携した保育が展開されるよう配慮すること。

(6) 保育内容等について

- ① 食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を 行うこと。
- ② 健康診断については、内科健診を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
- ③ 園行事、給食(完全給食の実施)、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。
- ④ 新たなサービス実施の対価として保護者に負担を求める場合は、事前に保護者の了解を得ること。
- ⑤ 保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。

4. 保育所運営申込書等の配布

- (1)配布日:令和元年7月11日から
- (2)配布場所:北秋田市役所健康福祉部福祉課こども福祉係(市役所本庁1階) ※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードすることができます。

5. 申込受付及び場所

- (1) 受付期間:令和元年7月11日から8月8日まで
- (2)受付場所:北秋田市役所健康福祉部福祉課こども福祉係(市役所本庁1階) ※保育所運営申込書等に必要事項を記入し、直接持参のうえ提出して下さい。 (郵送による提出はすることができません。)
- (4) 提出部数 10 部 (正本 1 部、写し 9 部)
- (5) 市長が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。

- (6) 提出された保育所運営申込書等の書類については、返却しません。
- (7) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

6. 提出書類

別紙「北秋田市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類を提出して下さい。

7. 説明会および現地見学会について

- (1)説明会:令和元年7月23日午後1時30分から 北秋田市合川総合窓口センター
- (2) 現地見学会:令和元年7月23日午後2時30分から 北秋田市立あいかわ保育園 ※それぞれの開始10分前に現地へ集合して下さい。
 - ※応募を予定している法人は、必ず説明会に参加して下さい。
- ※参加申し込みは令和元年7月19日正午までに、1法人3人以内で参加者氏名をご報告下さい。

8. 募集に係る質問等について

本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、令和元年7月30日までに、ファックスまたは電子メールで提出ください。

回答については、令和元年8月2日までに、応募予定の法人に送付します。

9. 選考及び決定等

- (1) 選定委員会の選考結果を踏まえて、北秋田市が決定します。
- (2) 選考は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより 行います。

プレゼンテーション後、ヒアリングを行います。

- (3) 選考は、選定委員会において、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を移管先として選定します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選定委員会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に、移管先として選定します。
- (5) 選考結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。
- (6) 応募締切後、応募のあった法人の名称を市のホームページで公表します。
- (7)本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、北秋田 市情報公開条例に基づき公開します。

(8) 法人選定後、選考された法人の提出書類については、保護者等への説明資料として活用します。

10. 問い合わせ先

北秋田市役所健康福祉部福祉課こども福祉係

住 所:北秋田市花園町19番1号

電 話:0186-62-6638 FAX:0186-62-4296

メールアドレス: kids@city. kitaakita. akita. jp